

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：23803

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730044

研究課題名(和文) 国際経済法における立憲化概念の研究 規律の統合性と分権性に関する分析視角として

研究課題名(英文) The Integrating and Decentralizing Trends in International Economic Law: An Analysis from the Perspective of Constitutionalization

研究代表者

伊藤 一頼 (Ito, Kazuyori)

静岡県立大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：00405143

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、今日の国際経済法が直面する統合性と分権性の緊張関係に着目し、これを「立憲化」という視点から理論的・実証的に分析した。特に、従来の研究が立憲化の尺度をもっぱら国際組織における規律の強化や司法化の進展に求めていたのに対し、本研究は、国際規律と国家規制権限のバランスが適切かどうか(権限配分の適切性)という観点から立憲化概念じたいを再構成し、その視角から、国際通商法および国際投資法における規律の統合性と分権性のバランスを改めて分析・評価した。

研究成果の概要(英文)：Today, some talk about the "constitutionalization" of international economic law, which has obtained an autonomous normative scheme that virtually does away with the decentralized regulatory powers of national authorities. However, the autonomous development of international economic law is challenged by efforts to restore the margin of national discretion. The present research focuses on the increased tensions between these centripetal and centrifugal forces, and suggests that the concept of constitutionalization itself should be reformulated. We could utilize the term for referring to the situation where the relevant international bodies are required to legitimate their extensive authorities in relation to other polities by balancing a variety of integrating and decentralizing elements appropriately. Such a perspective would set forth a renewed criterion for evaluating the relationship between international legal disciplines and national sovereign authorities.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際経済法 立憲化 立憲主義 国際通商法 国際投資法 WTO 地域主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 今日の国際経済法、とりわけ国際通商法と国際投資法の分野では、多数国間条約ないし二国間条約を通じて規律の大幅な強化が進んでおり、紛争を第三者機関による司法的処理に委ねることも頻繁に行われている。特に WTO (世界貿易機関) 協定は、製品の安全基準や衛生基準といった国内規制の調和にも踏み込むなど、従来国家が規制権限を有していた分野にも国際的規律を浸透させ、さらに、紛争解決手続の強制化を通じて、協定の解釈適用も第三者機関による組織的・体系的なコントロールの下に置いている。こうした、各国の主観的な判断や操作が介入する余地を狭めた法秩序としての性格ゆえに、近年では WTO 体制の「立憲化」が議論されている。すなわち、WTO では各国政府による分権的な意思決定や価値判断を克服した自律的な規範構造が構築されつつあり、法の支配や基本権保障、価値の総合調整といった立憲的機能を発揮することが可能になったという見解である。

(2) しかし他方で、WTO は、その構成国や他の国際組織との関係において、統合性と分権性のバランスを問われるような複雑な課題に数多く直面してきた。このような状況で、国内法秩序における立憲主義概念をモデルとして、国際組織も国家と同様の法的構造を備える方向に進むべきだと主張することは、果たして妥当なのかという問いが生じた。むしろ、部分的政体としての国際組織の法的特性を踏まえて立憲化概念自体を再構築する必要があるという考えから、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

上記の問題意識に基づき、本研究は、今日の国際経済法が直面する統合性と分権性の緊張関係に着目し、これを立憲化という視点から理論的・実証的に分析することを目的とする。特に、従来の研究が立憲化の尺度をもっぱら規律強化や司法化の進展に求めていたのに対し、本研究は、統合性と分権性のバランスが適切かどうかという観点から立憲化概念自体を再構成しようとする点に特色がある。こうした検討を通じて、国際経済法における規範構造の特質を正確に理解するための視座を構築し、個別の解釈論の精緻化に向けた指針を得ることが本研究の目的となる。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、立憲化概念の多様な含意を把握するため、関連する政治思想や法制度の系譜を追溯し、特に近代立憲主義の史的位相を明らかにする。そのうえで、国際法秩序における立憲化が議論されるようになった背景や意義を、国内法上の立憲主義との関係も含め、理論面から整理する。その際、新たな

立憲化概念に関する上記の問題意識を、思想史・学説史の文脈に照らしながら吟味し、その妥当性を検証する。

(2) 次に、実証面から立憲化概念の意義を明らかにするため、国際経済法分野の諸制度を素材として、規律の統合性と分権性の要素がいかなる形で処理されているかを分析する。まず通商法に関しては、GATT/WTO において実体規律と紛争処理の両面で統合化が進展してきた経緯を把握したうえで、その結果として統合性と分権性の緊張関係が特に先鋭化した3つの論点(非貿易的関心事項、地域主義、発展途上国の開発)を詳細に検討する。また投資法に関しては、二国間投資条約の急増と仲裁判断の集積によってどれほど規律の統合化が進行したのかを確認し、同時に、最近の投資条約が様々な方法で分権性の回復を試みている事例を分析することで、統合性と分権性のバランスを評価する。

(3) こうして、国際経済法における規範構造を立憲化の観点から総合的に考察したうえで、国際法の他の諸分野に立憲化概念を用いた分析を拡張する可能性やその条件についても一定の展望を得ることとしたい。

4. 研究成果

(1) 立憲性概念、及びそれに関連する政治思想や法制度の史的系譜については、古代以来、政治思想や法制度において様々な形で現れてきた立憲性の概念を辿り、各々の時代背景の下でいかなる意義を担ってきたのかを整理した。特に、中世の英国における「古代の国制」論に注目しながら、立憲性に含まれる理念が必ずしも近代立憲主義に還元されないことを明らかにした。つまり、立憲性の本質は、国家権力の抑制に限らず、より広く、恣意的な統治権に対する法の制約・枠づけに求めることができる。このように捉えることで、それが国家権力のみならず、国際的な行政・司法機関の活動に対しても適用可能な概念であることを論証し、国際法学において立憲化概念を導入することの意義を明らかにした。こうした脱国家的な立憲性概念に依拠することで、法制度化が進む国際関係において、国際法学が適切な権力抑制のために備えるべき視点を提示しえた。

(2) 国際通商法における立憲化に関しては、まず、GATT/WTO において規律の統合化が進行した経緯を把握するため、実体規律(最恵国待遇、規制の国際的調和、対象領域の拡大、一括受諾原則、留保の許容性など)及び紛争処理(作業部会からパネルへの移行、利益の無効化侵害の推定、手続の強制化、司法的解釈技法の発達、判例法理の蓄積など)の両面から包括的検討を行った。次に、かかる統合化の進展が、分権性の要請との間で特に緊張関係を生んでいるテーマとして以下の3つ

を取上げ、そこで統合性と分権性のバランスがいかに調整されているかを分析した。

非貿易的関心事項（GATT20条/GATS14条といった例外規定や、SPS協定/TBT協定の解釈において、加盟国の規制権限への配慮がどのような形で現れているかを理論的に整理した。また、紛争解決手続における非WTO法の適用/参照可能性を、先例法理も踏まえて考察することで、WTO法の枠外の諸価値をWTOがどの程度まで考慮できるかを明確にした）。

地域主義（自由貿易協定の増大により、相互主義的思考が最恵国待遇の基盤に挑戦を投げかけている状況を理論的に把握した。また、自由貿易協定における独自の規制調和ルールや相互承認の増加が、WTO法との関係においてもたらす影響を分析した）。

発展途上国の開発（途上国優遇の枠組みである一般特惠制度が、WTO法の規律に分散性をもたらしている状況を分析し、また途上国が国際ルールを実施する能力を欠いていることが規律の一般的妥当性を侵食している点について現状を整理した）。

以上の検討を通じて、GATT/WTOにおいて実体規律と紛争処理の両面で統合化が進展してきた経緯を史的研究により跡付けるとともに、国際組織が権威を増大させて各国の主権的権能との間で緊張を生み出しつつあるという状況を明らかにし、WTOが協定解釈の枠内でそれらの緊張にいかに対処しているかを体系的に把握することができた。

(3) 国際投資法における立憲化については、まず、規律の統合化の状況を把握するため、二国間投資条約の急増とその規範内容の収斂（特に最恵国待遇条項の意義と射程、モデルBITの効果）及び仲裁判断の蓄積がもたらす影響（条約解釈の標準化、判例法理の形成と先例重視）を検討した。特に仲裁を通じて原則規定の意味内容が補充されていく過程を、投資条約の代表的な諸条項について整理することで、投資法秩序の一体性が高まっている状況を把握した。一方、分権性の側面については、近年見られる投資条約の条文精緻化の動向を、各国の条約実務に即して調査し、仲裁の法解釈による規律統合化の傾向との間でいかなる緊張関係を生んでいるのかを考察した。また、近年の投資仲裁判断でしばしば用いられている比例性原則に着目した分析を行った。これは、投資受入国の規制により得られる公益が、それにより外国投資家が被る損害に比して均衡を失っていない、との判断枠組みである。この意味での比例性原則は、国内の憲法訴訟などでも見られる、利益・権利間の調整を行うための分析手法であり、これが投資仲裁において受入国の公益規制権限と投資家の財産権との調整原理として用いられている点に、立憲化概念の精緻

化に資する重要な論理が含まれていると観察した。以上の検討により、国際投資法において統合性と分権性がそれぞれ伸張している状況を描写し、それらの間の調整メカニズムが持つ特質を、立憲化の視点に依拠しながら明らかにすることができた。

(4) 国際経済法の分野における以上の検討で得られた分析枠組みを、国際人権法や国際環境法などの他分野に応用する可能性、あるいはそれらの他分野で発展した概念を参考に立憲化概念をさらに精緻化する可能性を探究し、国際法の規範構造を分析する基礎理論としての一般性・妥当性を向上させることができた。例えば、国際投資法で用いられている比例性原則の意義を、憲法学や国際人権法学における同原則の位置づけと対照させながら検討することで、両分野の論理構造の異同を整理することができ、立憲化概念のより総合的な理解・整理に向けて研究を前進させることができた。

(5) 以上の通り、本研究では、立憲性概念の理論的・思想史的な意義を整理するとともに、実証面では、国際経済法における規律の統合化と、その反作用としての分権性の契機を表出とを追跡し、そうした緊張関係から生じる権力抑制の契機を立憲化という概念により意味づけていく作業を行った。これにより、国際組織の立憲化とは、当該組織への権限の集中がある程度進行したことにより、その構成国や他の国際組織との間で緊張関係が高まり、「権限配分の適切性」の問題が意識化され始めた状態を把握するための概念として理解すべきことを論証しえた。こうした立憲化概念を用いて国際経済法における統合性と分権性の緊張関係を分析することで、この分野の国際規律が持つ射程や特性が明らかになり、規範構造を正確かつ体系的に理解するための視座が得られたと同時に、この成果を他分野にも応用し、国際法全般における法的特質の解明に寄与する分析枠組みを導出するための基盤を整えることができたと考えられる。

(6) 本研究の成果に基づく論文等を、後述の通り幾つか公表しており、研究成果の普及という面でも一定の効果を得ることができた。また、本研究の成果は、今後進める予定の各論的な研究の理論的基礎となるものであるため、引き続き理論枠組みの精緻化に努めるとともに、研究が一定の体系化をみた段階でまとまった形での公刊を目指すこととした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

伊藤一頼「投資仲裁における比例性原則の意義 政府規制の許容性に関する判断基

準として」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー(13-J-063)、2013、35pp、査読有。

伊藤一頼「文化政策と投資保護 公益規制による財産権侵害の投資協定における位置づけ」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー(13-J-025)、2013、30pp、査読有。

伊藤一頼「国際経済法における規範構造の特質とその動態 立憲化概念による把握の試み」『国際法外交雑誌』111巻1号、2012、47-73頁、査読有。

伊藤一頼「国際投資保護メカニズムをめぐる現状と課題 ルール形成における私人と国家の関与の構造」『組織科学』45巻2号、2011、4-15頁、査読無。

伊藤一頼「相互主義の時代 その国際法上の意義と日本のEPA政策」『ジュリスト』1418号、2011、8-14頁、査読無。

〔学会発表〕(計2件)

Kazuyori Ito, "Prospects and Challenges for the East Asian Economic Partnership: Emerging Legal Agenda," Jeju Forum for Peace & Prosperity 2013, co-sponsored by Korean Society of International Law, at Haevichi Hotel, Jeju, Republic of Korea, 31 May, 2013.

伊藤一頼「国際経済法における権限配分の特質とその動態 立憲化概念による把握の試み」国際法学会 2011年度春季研究大会、2011年5月14日、明治大学。

〔図書〕(計1件)

伊藤一頼「WTO体制と発展途上国 差別主義と非市場経済国がもたらす影響の分析」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 第1巻 通商・投資・競争』(法律文化社)2012、122-141頁、査読無。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 一頼 (ITO, Kazuyori)
静岡県立大学・国際関係学部・准教授
研究者番号：00405143